

財政局人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 財政局人材育成計画（以下「育成計画」という）に基づき、財政局職員の人材育成を推進するため、財政局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 育成計画の策定・実施に関すること。
- (2) 育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、財政部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、財政部庶務課長をもって充て、委員長に事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、必要があると認める場合、関係者に対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代理)

第6条 委員は、やむをえない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する組織の職員を代理者として出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(財政局人材育成推進委員会設置要綱の廃止)

2 財政局人材育成推進委員会設置要綱（23川財庶第624号）は廃止する。

別表（第3条関係）

委員長	財政部長
副委員長	財政部庶務課長
委員	資産管理部資産運用課長
委員	税務部税制課長